

いたち川再生

横浜市では過去の河川改修によって平瀬化して貧相な環境となったいたち川の自然を復元するため、1982年から低水路整備による水辺の自然復元を開始した。

いたち川を再生するにあたっては、平常時において水深を確保（河川改修される前の水深に復元）すること、水辺に植生を回復すること、瀬や淵などの河床の微地形を復元すること、そしてリバーウォークを整備することがねらいとされた。これまで試行錯誤を重ねながらさまざまな工法を試み、今では自然豊かな水辺が復元し、地域に愛される川となった。

◆ 再生のポイント

- 低水路による河川植生の復元
- 水際部の自然復元と植生工法
- リバーウォークの整備

◆ いたち川概要

いたち川は神奈川県横浜市を流入する二級河川^{さかいがわ}境川の支川のひとつで流域面積 3.88km² の小河川である。

流域の大半は、大規模な開発地を含め市街化され、日東橋から下流については、改修がほぼ完了している。また、中流から上流にかけては、周辺の宅地開発が進んでいるにもかかわらず、川の蛇行と河岸段丘が形成され、斜面緑地と渓谷が見られ、自然の川の姿をとどめている場所が多く見られる。



◆ 再生のために実施した事業

【低水路による河川植生の復元】

以前の河川改修によって河道が拡幅され河床が平滑化した。また、平常時の水深が浅くなり、河川植生も喪失していたため、河川改修前の水面幅を基本に低水路を設けることにより、改修前の水深と植生を復元した。低水路の水際や河原をコンクリートや大きな切石などで固めず、植物を基本にした土の安定化に工夫を凝らしている。

【水際部の自然復元と植生工法】

川の自然復元の真の担い手は川自身であることから、流水作用を活用して河道の微地形を多様化し、魚や昆虫の生息場となる草むらの草刈りにも工夫している。水際に植栽した植物は刈り取りしないことを原則とし、水際の丈の低い植物はあえて刈らず、伸びすぎたものだけ根元から 50cm 程度残して刈り取る。また、河原の草は根元から 20cm 程度残して刈るようにし、丈が長く茎の堅いブタクサやセイタカアワダチソウは根元から刈る。

【リバーウォークの整備】

市町村のシンボリック河川において、良好な水辺空間の形成を図ることを目的とした、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修「ふるさとの川整備事業」では、「川の流れることのできる親水性豊かな水辺づくりや散策の楽しさを実感できるプロムナード整備など、いたち川が庭になるような街づくりを行います」と定められている。

